

津山スポーツ活動事業助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人津山スポーツ振興財団定款（以下「定款」という。）第4条第3号の規定に基づき、公益財団法人津山スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が行う津山スポーツ活動事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する業務の手続等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(交付目的)

第2条 助成金は、開催団体が津山市のスポーツの普及・振興を図るために行うスポーツ活動（以下「活動」という。）に対して必要な経費を支援することを目的とする。

(事業期間)

第3条 事業期間は、当該会計年度内の期間とする。

(交付対象活動)

第4条 助成金の交付対象となる活動は、定款第4条第3号の活動のうち、津山市のスポーツの普及・振興を図るために行われる小中学生が参加する全市的な活動で、かつ次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 営利又はチャリティー（収益金の寄付を目的とする事業をいう。）を目的としたものでないこと。
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるものでないこと。
- (4) 親睦のみを目的としたものでないこと。
- (5) 活動の参加者が暴力団員等でないこと。

(交付対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費は、交付対象となる活動を実施するために必要な経費のうち、助成金の対象として予算の範囲内で財団が必要と認める経費（以下「助成金対象経費」という。）とする。

- 2 助成金対象経費は、事業期間内において発生した経費のうち、飲食や親睦のために実施する経費等を除く経費とする。

(交付対象団体)

第6条 助成金の交付の対象となる開催団体は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 津山市内に所在地のある団体であること。
- (2) 開催団体の代表者及び所在地が明らかになっていること。
- (3) 開催団体の事業活動及び経理が明確に行われていること。

- (4) 開催団体の構成員が、暴力団員等でなく、かつ、暴力団員等と社会的に非難される関係でないこと。

(助成金額)

第7条 助成金は、原則として1活動に対して10万円以内とし、予算の範囲内とする。補助率は3分の2とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、財団の定める所定の期間内に、津山スポーツ活動事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 活動開催要項
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定による申請があった場合は、交付申請期間終了後に速やかにその内容を審査し、理事会において助成金の交付の可否の承認を受けた上、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 申請者は、第8条の規定による申請の内容に変更があった場合（助成金の額が変更となる場合に限る。）は、津山スポーツ活動事業助成金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定による申請の内容が中止となった場合は、津山スポーツ活動事業助成金交付取下げ申請書（様式第4号）を理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 第9条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（次条及び第14条において「交付決定者」という。）は、活動が終了したときは、速やかに津山スポーツ活動事業助成金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に報告しなければならない。

(1) 活動結果報告書

(2) 収支決算書 又は(様式第6号)助成交付請求書

(3) その他理事長が必要と認める書類

(請求)

第13条 前条に規定する報告書を提出した交付決定者が助成金の交付を受けようとするときは、津山スポーツ活動事業助成金交付請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて助成金の交付を受けたとき。

(2) この規程に違反したとき。

(3) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年 3月 9日から施行する。

この規定は、令和6年 9月19日一部改正